

堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 第3条第1項並びに別表第2号及び第3号の規定にかかわらず、令和6年能登半島地震の被災者として教育長が認める保護者が令和5年度の就学援助の申請をする場合にあっては、令和6年3月末日までにできるものとする。この場合における援助金は、第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、令和6年5月末日までに支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。